

第 25 期 第 19 回
別海町農業委員会総会議事録

令和6年12月23日 開会

別海町農業委員会

第 2 5 期 第 1 9 回総会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 6 年 1 2 月 2 3 日)

○開催日時 令和 6 年 1 2 月 2 3 日 (月)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法） |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 5 条許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書等に対する意見書の提出について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |

○出席委員（25名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部	賢	浩
5番	石	森	裕	治	7番	押	田		二
8番	山	田	良	雄	9番	木	幡		誠
10番	佐々木			實	11番	竹	花	智	子
13番	畠	山	友	子	14番	市	川	義	晴
15番	藤	田	浩	義	16番	石	田	昌	樹
17番	及	川	哲	夫	18番	小	島		敏
19番	斉	藤	春	雄	20番	岸	本	正	明
21番	伊	藤	一	吉	22番	豊	島	千	秋
23番	目	黒	英	夫	24番	岡	崎	知	暢
25番	大	内	敏	光					

○欠席委員（2名）

6番	石	毛	剛	12番	猿	谷	忠	義
----	---	---	---	-----	---	---	---	---

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	後	藤	良	介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

11番	竹	花	智	子	13番	畠	山	友	子
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席1.1番 竹 花 智 子

議席1.3番 畠 山 友 子

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 4 件、議案 3 件ですので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 19 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 25 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては、6 番石毛委員、12 番猿谷委員の 2 名です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。11 番竹花委員、13 番畠山委員、以上 2 名を指名しますのでよろしく願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は全部で 14 件ございます。全件、農地売買等事業により北海道農業公社が買入れた土地について、一時貸し付けを行う内容であります。旧所有者につきましては、1 号から 3 号が■■■■さん、4 号から 7 号が■■■■さん、8 号及び 9 号が■■■■さん、10 号及び 11 号が■■■■さん、12 号から 14 号が■■■■さんとなっております。今後の取り扱いについては後の議案第 3 号で提案し御審議いただく予定です。

それでは朗読させていただきます。

第1号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。農地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長 小田原輝和。あっせん委員、芳賀委員外4名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

次号から第14号までの農地の所有者につきましては同文ですので朗読を省略いたします。

第2号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第3号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第4号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん委員、芳賀委員外5名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

次号から第11号までのあっせん委員については同文ですので朗読を省略させていただきます

第5号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第6号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第7号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第8号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第9号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]、計[]m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間[]円。

第10号、あっせん候補者、[]番地の[]、[]。あっせん対象地、[]－[]外[]筆、計[]m²。あっせん結果、

成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■■円。

第11号、あっせん候補者、■■■■■■番地の■■■■■■、■■■■■■。あっせん対象地、■■■■■■－■■■■■■外■■■■■■筆、計■■■■■■m²。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■■円。

第12号、あっせん候補者、■■■■■■番地の■■■■■■、■■■■■■。あっせん対象地、■■■■■■－■■■■■■、計■■■■■■m²。あっせん委員、芳賀委員外4名。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■■円。

第13号、あっせん候補者、■■■■■■番地の■■■■■■、■■■■■■。あっせん対象地、■■■■■■－■■■■■■外■■■■■■筆、計■■■■■■m²。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■■円。

第14号、あっせん候補者、■■■■■■番地の■■■■■■、■■■■■■。あっせん対象地、■■■■■■－■■■■■■外■■■■■■筆、計■■■■■■m²。あっせん委員、同上。あっせん結果、成立。あっせん価格、賃貸借で年間■■■■■■円。

以上で報告第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第1号の事務局説明が終わりました。ここで、あっせんに当たられた委員の説明を求めます。1号から7号につきましては3番芳賀委員、8号から11号につきましては13番畠山委員、12号から14号につきましては3番芳賀委員にお願いします。

なお、1号につきましては■■■■番■■■■委員、■■■■号につきましては■■■■番■■■■委員が関係する案件ですので議事参与制限とさせていただきます。

それでは、1号から7号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

1号から3号につきましては先ほど事務局から説明がありましたように、営農を終了した■■■■さんの農地を北海道農業公社に買い上げてもらって、地域の3件で賃貸をし取得に向けて動くことになります。よろしく願いいたします。4号から7号の■■■■さんですが、だいぶ前に辞めてはいるのですが、今回、売買を希望ということで、今まで借りていた方を中心に処理をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、8号から11号につきまして13番畠山委員お願いいたします。

○13番 畠山委員

はい、第8号から第11号まで一括して御説明いたします。北海道農業公社が■■■■さん■■■■さんから買入れた農地を、あっせん候補者にそれぞれ5年間貸し付けを行う案件ですのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、12号から14号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、こちらも昨年度に営農を終了した■■■さんの北海道農業公社が買い上げた農地を処理するものになります。離れ地、また、地元での調整を含めて3件の方に借りてもらうことになります。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

報告第1号の委員説明が終わりました。ここで、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会会長専決規程第3条の規定により報告する。

本件につきましては、令和6年10月31日開催の第17回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります11月25日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は19件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしてありました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第４ 報告第４号

○議長（信夫会長）

日程第４ 報告第４号「青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

報告第４号、青年等就農資金に係る経営改善資金計画書に対する意見書の提出について。令和６年１１月７日に別海町農業金融制度総合推進会議から青年等就農資金に係る農業経営改善資金計画書に対して意見を求められ、令和６年１１月１１日に意見書を提出したので、職員に事務の一部を委任する規程第２条第２項の規定により報告する。本件は１件でございます。別海町農業金融制度総合推進会議から意見を求められ、次のとおり意見書を提出しておりますので内容について朗読し報告いたします。

１ 青年等就農資金に係る経営改善資金計画書の概要。

第１号、申請者、XXXXXXXXXX番地のXXXX、XXXX。労働力及び経営規模、労働力、本人４７歳、妻３６歳。飼養家畜、乳牛５０頭。経営面積６３ヘクタール。投資・資金計画、投資計画、肥料等資材他、計６２６万円、資金計画、借入希望額、６２０万円、自己資金、６０万円、計６２６万円。

２ 経営改善資金計画書に対する意見書の内容、意見等なし。

以上で報告第４号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第４号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長委任事項の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは報告第４号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第４号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第４号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第５ 議案第１号

○議長（信夫会長）

日程第５ 議案第１号「農地法第１８条の規定による賃貸借の解約につい

て」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項に規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は4件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和3年6月23日から令和13年6月22日まで。合意解約成立の日、令和6年12月9日。土地の引渡しの時期、令和6年12月9日。

次号から第4号までの利用権の種類については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[]番地の[]、[]。解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、令和3年2月1日から令和7年11月30日まで。合意解約成立の日、令和6年12月19日。土地の引渡しの時期、令和6年12月19日。

次号から第4号までの貸人、借人、合意解約成立の日、土地の引渡しの時期については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第3号、解約する土地、[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、令和3年3月1日から令和7年12月21日まで。

第4号、解約する土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。契約期間、令和6年3月26日から令和7年11月30日まで。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 1 号につきまして原案のとおり北海道知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第 6 議案第 2 号

○議長（信夫会長）

日程第 6 議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第 3 条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和 7 年 1 月 28 日から 40 年間。

第 2 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から 40 年間。

第 3 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である娘婿に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、義父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、許可日から 40 年間。

第 4 号、申請人の住所氏名、貸人、[]番地の[]、[]。借人、[]番地の[]、[]。許可を受けようとする土地の表示、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。

貸借期間、許可日から40年間。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては4番阿部委員、2号につきましては18番小島委員、3号及び4号につきましては21番伊藤委員をお願いします。

それでは1号につきまして、4番阿部委員お願いいたします。

○4番 阿部委員

はい、説明いたします。■■■■さんから、本人の経営する■■■■■■■■■■への使用貸借の案件です。この牧場は搾乳ロボットを導入して省力化をしている牧場です。長男と経営をしています、とても安定していると思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして18番小島委員お願いします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。■■■■さん、それから長男の■■■■さんなのですが、今回、経営移譲ということで40年間の賃貸をするものです。よろしくをお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号及び4号につきまして21番伊藤委員お願いします。

○21番 伊藤委員

はい、説明いたします。3号の■■■■さんと娘婿に当たる■■■■さん、それから4号の■■■■さん親子の令和7年からの経営継承に係る案件です。後継者の2人とも地域に積極的に参画してまして、営農にも積極的ですですのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第 7 議案第 3 号

○議長（信夫会長）

日程第 7 議案第 3 号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第 3 号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 5 第 1 項第 6 号による計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により決定を求める。

本案は所有権の移転が 8 件、利用権の設定が 2 2 件となっております。

なお、内容につきましては所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限、当事者間の法律関係、調整委員のみを朗読させていただきます。

それでは所有権の移転から朗読させていただきます。

第 1 号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。所有権の移転をする者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 2 3、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和 6 年 1 2 月 2 4 日。対価、[]円。対価の支払い期限、令和 7 年 3 月 3 1 日。当事者間の法律関係、売買。

次号から第 3 号までの所有権の移転をする者、次号から第 8 号までの所有権の移転時期、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第 2 号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。所有権の移転の内容、対価、[]円。対価の支払い期限、同上。

第 3 号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。所有権の移転の内容、対価、[]円。対価の支払い期限、令和 7 年 2 月 2 8 日。

第 4 号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]－[]外[]筆、計[] m^2 。所有権の移転をする者、[]番地、[]。所有権の移転の内容、対価、[]円。対価の支払い期限、令和 6 年 1 2 月 2 7 日。

第 5 号、所有権の移転を受ける者、[]番地の[]、[]。所有権の移転をする土地、[]－[]

外■筆、計■■■■■m²。所有権の移転をする者、同上。所有権の移転の内容、対価、■■■■■円。対価の支払い期限、同上。

第6号、所有権の移転を受ける者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。所有権の移転をする土地、■■■■■
■■■■■外■筆、計■■■■■m²。所有権の移転をする者、■■■■■
■■■■■番地の■■■■■、■■■■■。所有権の移転の内容、対価、■■■■■円。
対価の支払い期限、令和7年3月31日。

第7号、所有権の移転を受ける者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■
■■■■■。所有権の移転をする土地、■■■■■外■筆、計■■■■■
■■■■■m²。所有権の移転をする者、■■■■■番地■■■■■号、■■■■■。
所有権の移転の内容、対価、■■■■■円。対価の支払い期限、令和7年11月30日。

第8号、所有権の移転を受ける者、■■■■■番地の■■■■■、■■■■■
■■■■■。所有権の移転をする土地、■■■■■
■■■■■、計■■■■■m²。所有権の移転をする者、■■■■■番地
の■■■■■、■■■■■。所有権の移転の内容、対価、■■■■■円。対
価の支払い期限、令和7年3月31日。

続いて利用権の設定です。

利用権の設定の第1号から第14号については報告第1号と内容が重複しますので、設定する利用権から朗読させていただきたいと思います。

内容につきましては、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権の設定をする者、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係、調整委員のみ朗読させていただきます。

第1号、設定する利用権、始期、令和6年12月24日。終期、令和11年10月31日。借賃、年間■■■■■円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口座に振込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

次号から第14号までの終期、次号から第17号までの始期、借賃の支払いの方法、次号から第20号までの当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■円。

第3号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■円。

第4号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■円。

第5号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■円。

第6号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■円。

第7号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■円。

第8号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■円。

第9号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■円。

第10号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■円。

第11号、設定する利用権、借賃、年間■■■■■円。

議事を再開します。

次に、利用権の設定の1号につきましては、■番■委員に関する案件ですので、■番■委員を農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(■番 ■委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

ここで利用権の設定の1号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第3号の利用権の設定の1号につきまして原案どおり決定します。

ここで、■番■委員に対する議事参与制限を解除します。

(■番 ■委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

次に、利用権の設定の13号につきましては、■番■委員に関する案件ですので、■番■委員を農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(■番 ■委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

ここで利用権の設定の13号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第3号の利用権の設定の13号につきまして

原案どおり決定します。

ここで、■■■■番■■■■委員に対する議事参与制限を解除します。

(■■■■番 ■■■■委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議案第3号の議事参与制限以外の案件につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。所有権の移転の4号及び5号につきましては8番山田委員、6号につきましては25番大内委員、8号につきましては1番羽石委員、利用権の設定の15号から17号につきましては18番小島委員、18号につきましては2番加藤委員、19号につきましては19番斉藤委員、20号につきましては25番大内委員、21号につきましては3番芳賀委員、22号につきましては21番伊藤委員にお願いいたします。

それでは、所有権の移転の4号及び5号につきまして8番山田委員お願いいたします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。4号及び5号の■■■■さんの土地ですが、今回、■■■■さんと■■■■の2件にあっせん売買となりました。1ヘクタール当たりの単価は■■■■さんが■■■■円、■■■■が■■■■円となっています。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の6号につきまして25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

はい、■■■■さんの土地ですが、この土地は所有している土地から少し離れていて使いにくいということで、今回、隣接する■■■■が取ることになりましたのでよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、所有権の移転の8号につきまして1番羽石委員お願いいたします。

○1番 羽石委員

はい、御説明いたします。8号ですが、■■■■さんが■■■■に売買する案件です。先の総会で■■■■さんの自宅周りの分筆が抜けていまして、今回、改めて分筆した形で総会に上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の15号から17号につきまして18番小島委員お願いいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。先ほど合意解約のあった■■■■さんの土地なのです

けれども、この度、会社を設立したことからそのまま北海道農業公社の土地を会社が借りるという案件です。よろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

続きまして、利用権の設定の18号につきまして2番加藤委員お願いいたします。

○2番 加藤委員

はい、御説明いたします。■■■■さんの土地を■■■■さんが賃貸していましたが、期限到来によりその期限の延長となりました。よろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

続きまして、利用権の設定の19号につきまして19番斉藤委員お願いいたします。

○19番 斉藤委員

はい、報告します。継続案件で■■■■さんが■■■■さんの土地を同条件で借りるという設定です。

○議長(信夫会長)

続きまして、利用権の設定の20号につきまして25番大内委員お願いいたします。

○25番 大内委員

はい、賃貸期間満了によりまして、また5年間同じ条件で賃貸する案件ですのでよろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

続きまして、利用権の設定の21号につきまして3番芳賀委員お願いいたします。

○3番 芳賀委員

はい、親子間の賃貸で20年間の設定をするものですのでよろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

続きまして、利用権の設定の22号につきまして21番伊藤委員お願いいたします。

○21番 伊藤委員

はい、御説明いたします。期限到来により再度15年間設定をするものになります。よろしくお願いいたします。

○議長(信夫会長)

議案第3号の議事参与制限以外の案件について委員説明が終わりました。

それでは、議案第3号の議事参与制限以外の案件について質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第3号の議事参与制限以外の案件について原案どおり決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第19回総会を閉会します。